

平成 23 年度産業財産権制度各国比較事業報告書

諸外国の地理的表示保護制度及び同保護
を巡る国際的動向に関する調査研究

平成 24 年 3 月

社団法人日本国際知的財産保護協会

3 - 25 メキシコ

1. 地理的表示の保護を図った主な法律等

- ・ Ley de la Propiedad Industrial : 産業財産法

(1997年12月26日命令により改正された1991年6月25日法律、1998年1月1日施行、2010年6月28日最終改訂)¹

メキシコにおいては、産業財産法において、特許及び商標と同様に、原産地名称に関する独立した章があり、「第V部 原産地名称」において、156条から178条に規定されている。

(法律の目的)

- ・ 原産地名称保護の宣言を通しての産業財産の保護
- ・ 産業財産を侵害し又は産業財産に関する不当競争を形成する行為を防止し、またそのような行為に対する制裁及び刑罰を規定すること
(産業財産法2条(V)及び(VI))

2. 地理的表示の定義

原産地名称について、リスボン協定型の定義を採用している。(産業財産法156条)²

(地理的表示の対象)

地理的表示の対象となる産品について制限する規定はない。

3. 地理的表示の保護リスト

公告された原産地名称のリストは、次の通り。

¹ 本章における産業財産法の条文は、特に記載のない限り、英文についてはメキシコ産業財産庁ホームページに掲載されたものである。

(http://www.impi.gob.mx/wb/imp_i_en/industrial_property_law) また、日本語訳については、日本特許庁のウェブサイトから入手し、参考にした。

² 産業財産法156条

「An appellation of origin shall be understood to be the name of a geographical region of the country that is used to designate a product originating therein of which its qualities or characteristics are due exclusively to the geographical environment, including both natural and human factors.」(強調付加)

(Mexico General Declaration on the Protection of the Appellation of Origin)

登録日	表示名
2010. 5.31	Chile Habanero de la Península de Yucatán
2009. 2.24	Vainilla de Papantla
2003.10. 7	Talavera
2003. 8.12	Charanda
2003. 8. 4	Mango Ataulfo del Soconusco Chiapas
2003. 2.11	Mezcal
2002. 6.13	Sotol
2001.11.19	Mezcal
2000.11.15	Café Veracruz
2000.11. 6	Ambar de Chiapas
2000.10. 6	Bacanora
2000. 6.12	Tequila
1999.10.26	Tequila
1997. 9. 1	Talavera
1995. 3. 9	Talavera de Puebla (craft)
1994.11.11	"Mezcal
1994.11.11	Olinalá (woodwork)
1977.10.13	Tequila

4. 地理的表示についての保護を受けるための手続き

メキシコにおいて原産地名称の保護を受けるためには、メキシコ産業財産庁 (Mexican Institute of Industrial Property) に出願を書面で行わなければならない。(産業財産法 159 条)

(登録申請者の範囲)

メキシコにおいて、次が原産地名称保護の宣言を、職権又は法的な利害関係を有すること証明して、出願を行うことができる。(産業財産法 158 条)

- ・ 自然人又は法人
ただし、当該原産地名称の対象となる 1 又は複数の製品の抽出、生産又は製造に直接関わる場合に限る。
- ・ 製造者若しくは生産者の会議所又は協会
- ・ 国、州

(出願要件)

メキシコにおける原産地名称保護宣言の出願要件を次のように定めている。(産業財産

法 159 条)

- ・ 出願人の名称、住所及び国籍。出願人が法人の場合は、その業種及び業務範囲も記載する必要がある。
- ・ 出願人の法的利害関係
- ・ 原産地名称の表示
- ・ 特徴、構成要素、抽出方法、生産若しくは製造の方法を含め、原産地名称の対象となる 1 又は複数の完成製品の詳細な説明。当該製品、その抽出方法、生産若しくは製造方法、及び包装若しくは梱包の形態が対象となる通商産業開発省の公式基準が、これらが原産地名称と製品の関係を決定する場合には、記載しなければならない。
- ・ 原産地名称の対象となる製品が抽出、生産又は製造される 1 又は複数の場所、並びに地理上の特徴及び政治上の区分に適正な考慮を払って記載されるべき原産地領域の境界
- ・ 名称、製品及び領域の間の関連についての詳細な記述
- ・ 出願人において必要又は関係があると考えるその他の情報

(登録等の申請手続き)

メキシコ産業財産庁が出願を受理し、所定の手数料が納付されると、提出された書類及び情報についての審査が行われる。(産業財産法 160 条)

提出書類が法的要件を満たしていない又は出願要素の理解と分析にとって不十分であると産業財産庁が判断する場合、出願人は、2 か月以内に追加資料若しくは明確化のための資料を提出するよう要求される。

出願人が上記期間内に要求に従わない場合、出願は放棄されたものとみなされる。ただし、産業財産庁は、適当と考える場合、職権で当該出願の審査を係属することができる。

提出された書類が法定要件を充足している場合、産業財産庁は公報において出願の抄録を公示する。職権で手続きを始める場合、産業財産庁は、までに規定する事項の抄録を公報において公告する。(産業財産法 161 条)

原産地名称保護宣言の存続期間は、当該宣言がなされる根拠事由の存続期間によって決定され、当該存続期間は産業財産庁によってなされる別の宣言によってのみ終了する。(産業財産法 165 条)

(外国の地理的表示の取扱い)

外国で保護されている原産地名称は、メキシコ産業財産権法で保護されないが、メキシコが加盟している 1958 年原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定の規定によって保護される。³

³ Kluwer Law International 編、AIPPI・JAPAN 翻訳「外国出願のためのマニュアル」 「メキシコ」「商標」「商標と原産地名称」(47 頁)を参照

5. 異議申立制度

上述の通り、産業財産庁は、公告の日から2か月の期間を指定して、正当な法的利害関係を有する第三者に意見若しくは異議を述べ、かつ、相当と判断する証拠を提出する機会を与えるものとする。(産業財産法 161 条)

私的な陳述及び証言を除いてあらゆる種類の証拠が受け入れられる。専門家証言は、産業財産庁又は同庁の指定する者の責任とする。産業財産庁は、保護宣言を行う前いつでも、同庁において相当と判断する調査及び必要と考える資料収集を行うことができる。(産業財産法 162 条)

異議申立の期間が経過し、調査が行われかつ諸テストが完了した場合は、産業財産庁は適正な決定を行うものとする。(産業財産法 163 条)

上記の決定が原産地名称に保護を与えるものである場合、産業財産庁は公式の宣言を行い、それを公報で公告する。産業財産庁による原産地名称の宣言は、原産地名称保護宣言の出願において提出された内容を最終的に確定する。(産業財産法 164 条)

(登録後の取消)

無効及び取消の行政手続きは、職権により又は利害関係者若しくは連邦検察官の請求により行うことができる。(産業財産法 177 条)

6. 保護の効力⁴

メキシコでは、原産地名称の所有者は国であるため、原産地名称の使用は産業財産庁に使用許可を申請し、認められた使用許可者のみ原産地名称の使用が許される。(産業財産法 167 条)

(誤認混同の必要性)

下記の行為については、誤認混同が生じる場合、保護の効力が及ぶ。

- ・消費者を混同する若しくは不正競争を暗示するような原産地名称に類似する表示を含む、違法な使用。(産業財産法 157 条)

下記の行為については、誤認混同が生じない場合でも、保護の効力が及ぶ。

- ・「kind」、「type」、「style」、「imitation」を伴う表示の違法な使用。(産業財産法 157 条)

⁴ メキシコは、リスボン協定の加盟国であり、リスボン協定に基づき国際登録された原産地名称はメキシコ国内において保護されるが、メキシコの国内規定とリスボン協定との間に差異があった場合は、メキシコ憲法 133 条において「大統領と議会の認めた条約・協定は国内法に優先する」との規定があるため、リスボン協定の規定が優先される。

(「型」等を伴う地理的表示に対する取扱い)

「kind」、「type」、「style」、「imitation」を伴う表示の違法な使用に対して、保護の効力が及ぶ。

(翻訳に関する取扱い)

明文の規定なし。

(複合語に関する取扱い⁵⁾)

明文の規定なし。

(「想起 (evoked)」をさせるような使用」に関する取扱い)

明文の規定なし。

7. 一般名称に関する規定

一般名称となっている地理的表示の保護、及び保護された地理的表示の一般名称化に関する規定はなし。

8. 権利執行者

(権利執行請求主体)

① 行政手続き

- ・ 利害関係人
- ・ 産業財産庁の職権により

利害関係人の請求に基づき（請求理由を添付する）、又は産業財産庁の職権により、行政上の法規違反に対して行政手続きを実施することができる。（産業財産法 188 条）

次の行為が行政上の法規違反となる。

- ・ 対象となる商品の原産地がその真の原産地とは異なる地域、領域若しくは場所であること原産地に関して公衆を誤解させるような態様で表示等を行う場合
- ・ 原産地名称を、適正な許可若しくはライセンスを得ることなく使用する場合

② 刑事手続き

行政上の法規違反に関する被害者

行政上の法規違反に関する最初の行政制裁が執行された後に、同一行為を繰り返すこと

⁵ 当該項目は『「A+B」という二語からなる地理的表示があった場合に、「A」又は「B」単独の使用も禁止するというような明文規定が存在するか』について調査を行った。

は、犯罪を構成し、被害者の告発に基づき起訴される。(産業財産法 223 条)

③ 民事手続き

行政上の法規違反に関する被害者

産業財産法に定める犯罪による被害者は、刑事訴訟手続きが開始されたか否かに拘らず、当該犯罪によって被った損害について、産業財産法の規定に従い加害者に対して補償及び損害賠償金の支払を請求することができる。(産業財産法 226 条)

(権利執行主体)

① 行政手続き

メキシコ産業所有権庁

行政上の法規違反は、次に定めるところにより罰せられる。(産業財産法 214 条)

- ・連邦特別区で支払われる一般最低給与の最大 20,000 日分の過料
- ・法規違反が存在している間の各 1 日当たり、連邦特別区で支払われる一般最低給与の最大 500 日分の追加過料
- ・最大 90 日間の一時的就業停止
- ・永久的就業停止
- ・最大 36 日間の行政拘禁

② 刑事手続き

- ・連邦法務省 (Procuraduría Gneral de la República)
- ・検察庁 (Ministrerio Público)
- ・裁判所

被害者が告訴を行うのは、連邦法務省だが、実際の諸手続きは、その付属機関である検察庁が執り行う。通常は、当該犯罪行為が現行犯でない限り、まず検察庁の捜査によって犯罪行為の存在の確認、及び被疑者の特定がされた上で送検され、裁判が開始される。⁶

③ 民事手続き

裁判所

9. 水際措置の有無と概要⁷

権利保有者が、税関当局の協力を得て、侵害輸入品が自由に流通する状況を防止できる。権利保有者が管轄当局に申請する場合には、自己の産業財産権が一見して侵害されてい

⁶ ジェトロ海外工業所有権情報「メキシコの工業所有権行政の現状」2002年3月、P.60
「3. 刑事訴訟」参照

⁷ Kluwer Law International 編、AIPPI・JAPAN 翻訳「外国出願のためのマニュアル」
「メキシコ」「商標」「権利行使及び税関規定」(42 頁)を参照。

と思われる旨の適切な証拠を提供し、税関当局が容易に認識できる商品の十分に詳細な明細書を提出しなければならない。その後管轄当局は、申請が認められるか否か、及び認められる場合には、その期間について申請人に通知し、更に税関職員に必要な指示を行う。

水際取締の規定では、侵害品の輸入に対して本質的に暫定的な措置を講じるよう要求している。管轄当局は、被告及び管轄当局を保護する目的、並びに権利濫用を防止する目的で、十分な担保又は同等の保証金を提供するよう申請人に要求することができる。権利保有者が10業務日以内に、事件の争点について決定を求める手続きを開始しない場合、通常、商品の留置は解除される。

申請人は、不当な商品の留置によって、又は事件の争点について決定を求める手続きが適時に行われず商品の留置が解除されたことによって、自己の利益が害された者に対して、適切な損害賠償を支払うよう請求される場合がある。

10. 執行実績、主要侵害裁判例

文献調査を行ったが、関連資料を見つけることができなかった。

11. 地理的表示に関する規定及び商標に関する規定との間の調整規定

一地理的表示に関する規定上の商標との間の調整規定

原産地名称に関する章には、商標との調整規定はない。

一商標に関する規定上の地理的表示との間の調整規定

(商標と地理的表示の抵触に関する規定)

次のものは、商標の拒絶理由となる。(産業財産法 90 条(IV)、(X)及び(XI))

- ・原産地名称を特定する機能を果たす説明的又は指示的な用語を含む、商標
- ・固有又は普通の地理学上の名称及び地図、さらには国を示す名詞又は形容詞で、商品又はサービスの出所を表示しそのような出所に関する混同若しくは誤認を生じさせる可能性があるもの
- ・ある商品の製造で知られている都市若しくは場所の名称で、それら商品を保護するためにつけられているもの。ただし、特異性がありかつ混同の虞がない私有地の名称で、その所有者の同意が得られているものは除く

(商標の出願・登録以前より善意で使用されていた表示の使用：先使用の可能性)

明文の規定なし。

12. 地理的表示を使用できる者の範囲の特定方法

(地理的表示を使用できる者の範囲の特定方法)

原産地名称使用許可の申請は産業財産権庁に対して行うものとする。使用許可は、次に掲げる要件を満たす自然人および法人に与えられる。(産業財産法169条)

- ・原産地名称で保護される製品の抽出、生産もしくは製造に直接従事する者であること
- ・宣言で指定された領域内で当該活動に従事していること
- ・関係産品に適用される関連法に従い、通商産業開発省が定める公式基準に適合していること
- ・当該宣言に定めるその他の自然人または法人

(上記特定方法と地理的風土等との密接関連性)

使用許可申請時に、産業財産庁によって上記の要件について審査される。(産業財産法171条)

(地理的表示を使用できる者の範囲特定時の問題)

原産地名称の使用許可を受けるには、使用許可申請が法的要件を満たされているかどうか、産業財産庁による審査を受け、認可を受けなければならない。(産業財産法171条)